

取締役・監査役の任期

Q5

株式会社の取締役や監査役の任期はどう変わりますか。



A5

株式会社の取締役の任期は原則として2年、監査役は原則として4年となりますが、株式譲渡制限会社では、定款でそれぞれ10年まで伸ばすことができます。



ねらい

これまで株式会社の取締役の任期は2年、監査役の任期は4年とされてきましたが、役員の変更を定期的に行う必要性が低い株式会社においては、役員の再任に伴う登記に関するコストが負担になっていると指摘されていました（「お役立ち情報」参照）。

新会社法では、株式譲渡制限会社（Q2参照）において、取締役・監査役の任期を定款の定めにより最大10年まで延長することができるようになります。

有限会社が株式譲渡制限会社に移行する際の注意点

注意

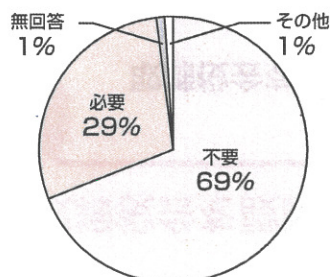
有限会社は、これまで取締役・監査役の任期の定めがありませんでした。既存の有限会社が新会社法の施行後に株式譲渡制限会社に移行する場合、原則として従来どおりの運営が可能ですが、取締役・監査役の任期については通常の株式会社と同様の制限が発生するため、注意が必要です。

尾間加瀬教授におまかせ

*取締役・監査役の任期延長により、手続費用の削減が可能に！

お役立ち情報

—取締役の任期規制の必要性—



「取締役の任期規制は不要」という回答の主な理由

- *取締役の変動が少ないにもかかわらず再任の登記の必要があり、手続・費用が負担となっている（42%）
- *株主と取締役が事実上一致しており、定期的に信任を問う必要はない（35%）

出典：中小企業経営者アンケート（平成15年中小企業庁実施、複数回答）